



特集

緊急通報システム事業 について

令和8年度より既存の設置型の緊急通報システムに加え、新たに携帯型のシステムを導入します。

問 市・地域包括支援センター TEL 49-6060

緊急通報システムの概要

- サービス内容 体調が悪い時や緊急時に、ボタンを押すだけで24時間看護師などがあるコールセンターに繋がるサービスです。状況に応じて、救急車の要請や体調相談などの対応を行います。
また、月に1回、安全センターから利用者へ電話をして近況確認をします。
- 対象者 65歳以上のひとり暮らしなどで、病気により緊急時の対応が困難な方。
75歳以上のひとり暮らしなどで、日常生活に不安がある方。

●通報の流れ

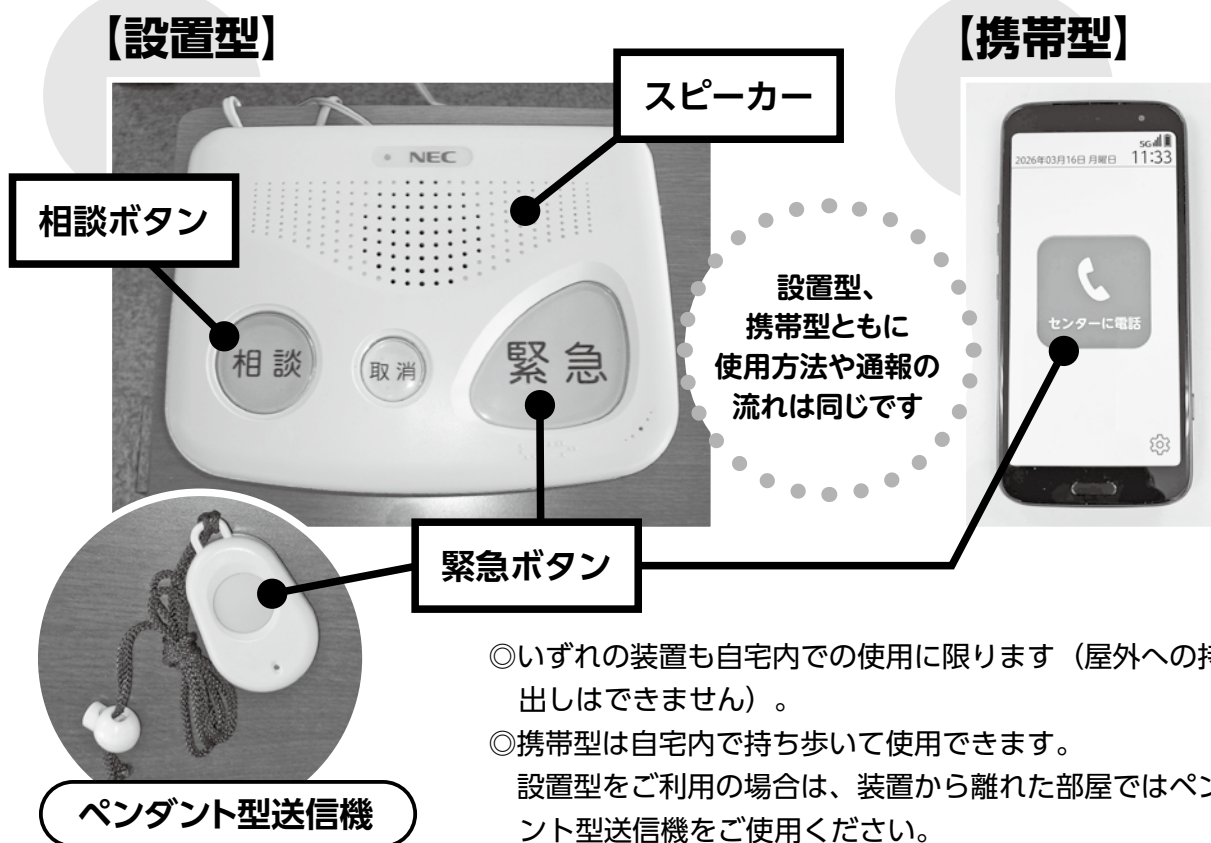


- ①『緊急通報装置のボタン』または『ペンダント型通信機のボタン』を押してください。
- ②安全センターに通報が入ります。
- ③親族などの協力者に連絡します。(場合によっては、状況確認の依頼をします。)
- ④緊急通報の内容により、救急車の出動要請をします。
- ⑤消防の救急隊が状況を確認します。
(場合によっては、玄関のドアなどを壊し家屋内に入ることがあります。)

緊急通報装置について

緊急通報装置は固定電話の近くに置く「設置型」と、持ち歩いて使用する「携帯型」の2種類があります。

ご利用の際は、「設置型」または「携帯型」のどちらか一方をお選びください(両方同時に利用することはできません)。



- ◎いずれの装置も自宅内での使用に限ります(屋外への持ち出しはできません)。
- ◎携帯型は自宅内で持ち歩いて使用できます。
設置型をご利用の場合は、装置から離れた部屋ではペンダント型送信機をご使用ください。

緊急通報システム利用料について

緊急通報システムの利用料は、装置の種類、世帯区分によって異なります。

世帯区分	緊急通報システム 利用料(月額)	取付工事費	
		【設置型】	【携帯型】
生活保護世帯	無料	無料	無料
市民税非課税世帯	310円	2,550円	280円
市民税課税世帯	510円	5,100円	560円

※利用者都合による機器の移設に係る経費および、緊急時の発報にともなう通話料金などの費用は利用者負担となります。

まずはお気軽にお問い合わせください

〒077-0023 留萌市五十嵐町1丁目1番10号
留萌市保健福祉センターはーとふる
地域包括支援センター TEL 0164-49-6060

